

新型インフルエンザ等対策マニュアル 【概要版】

名古屋市

2009年4月

<2010年 4月、10月 改訂>

<2012年3月 改訂>

<2015年4月 改訂>

<2016年4月 改訂>

<2018年4月 改訂>

新型インフルエンザ等対策マニュアルについて

○マニュアルの目的

被害の拡大と社会への影響を最小限に抑え、市民の安全、安心、生活を守るため、発生時及び発生前の準備段階からの取り組みを明確にすることを目的とする。

○マニュアルの性格

新型インフルエンザ等に対処するための基本的な計画を定めるものとして位置づける。

マニュアルの構成

1 総論

【総論】

- マニュアルの目的
- マニュアルの性格

【新型インフルエンザ等の概要】

- 新型インフルエンザとは
- 感染予防策

【本市の体制】

- 対策準備本部及び対策本部
- 各局区室の役割

2 社会対応

- I 情報の収集と共有
- II 広報・広聴・啓発
- III 学校等における対策
- IV 集客施設における対策
- V 要援護者の生活支援対策
- VI 遺体の取扱い
- VII 名古屋市新型インフルエンザ等業務継続計画

3 医療対応

- I 相談窓口
- II 外来体制
- III 入院体制
- IV 患者発生時対応
- V 抗インフルエンザウイルス薬
- VI 予防接種

新型インフルエンザ等の概要(1)

○被害想定

新型インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返しているインフルエンザとは全く異なるウイルスにより起こるもので、ほとんどのヒトが免疫を持っていないため世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

【名古屋市における被害想定】

病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合の被害想定

※（流行は8週間と仮定）

罹患率	30%
医療機関受診者数	約28万人～約53万人
入院患者数の上限	約1万1千人～約4万2千人
一日の最大入院患者数	2,100人～8,500人
死亡者数の上限	約3,600人～約14,000人

国、県の計画では、人口の25%が罹患すると想定しているが、本市の都市化、人口の集中度、交通網の発達などを考慮し、市民の30%が罹患するとしたうえで推計。

新型インフルエンザ等の概要(2)

○新型インフルエンザ等発生時の社会的影響

- ・医療機関へ受診者が殺到し、医薬品や病床が不足
- ・従事者が最大で約40%欠勤し、行政・民間企業の活動が大幅に縮小
- ・食料品・生活必需品等の物資不足や公共サービスの一時停止 等

○新型インフルエンザ等対策の主たる目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

○発生段階

国・県の発生段階		本市対策レベル	状 態
未発生期		レベル0 (未発生期)	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		レベル1 (海外発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	レベル2 (県内未発生期)	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
	県内発生早期	レベル3 (県内発生早期)	県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴が疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	レベル4 (県内感染前期)	県内で新型インフルエンザ等が発生し、接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		レベル5 (県内感染期)	新型インフルエンザ等のまん延により、原則全医療機関で医療を提供する状態
		レベル6 (回復期)	市内において、患者発生のパークを越えたと判断できる状態
小康期		レベル7 (小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

新型インフルエンザ等特別措置法の制定(1)

新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他特別の措置を定めることにより、感染症法、その他の法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生活及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、平成24年5月11日公布、平成25年4月13日施行された。

【体制の整備等】

○行動計画等の作成

- ・国等の行動計画の作成、国民への知識の普及
- ・指定公共機関の指定・業務計画の作成

○権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

○発生時に国、都道府県等の対策本部を設置

○発生時における特定接種の実施

○海外発生時の水際対策の的確な実施

新型インフルエンザ等特別措置法の制定(2)

【新型インフルエンザ等緊急事態】発生の際の措置

- 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- 緊急物資の運送の要請・指示
- 政令で定める特定物資の受渡しの要請・収用
- 埋葬・火葬の特例
- 生活関連物資等の価格の安定
- 行政上の申請期限の延長等
- 政府関係金融機関等による融資

1 総論

本市の体制

○本市の新型インフルエンザ等対策における危機管理体制

【レベル0】未発生期



【レベル1】海外発生期～

新型インフルエンザ等対策について検討、事前準備を行う

必要に応じて会議を開催し、対策の検討、意思決定を行う。

「新型インフルエンザ等対策準備本部」の設置

本部長(市長)、副本部長(副市長)、本部員(各局区室長)
危機管理監(防災危機管理局長)、健康危機管理監(名古屋市保健所長)

「新型インフルエンザ等対策本部」の設置

本部長(市長)、副本部長(副市長)、本部員(各局区室長)
危機管理監(防災危機管理局長)、健康危機管理監(名古屋市保健所長)

「新型インフルエンザ等対策準備本部幹事会」の設置

幹事長(防災危機管理局次長)、副幹事長(防災危機管理局危機対策室長、名古屋市保健所長)、幹事(各局室区総務課長等)

「新型インフルエンザ等対策本部幹事会」の設置

幹事長(防災危機管理局次長)、副幹事長(防災危機管理局危機対策室長、名古屋市保健所長)、幹事(各局室区総務課長等)

「新型インフルエンザ等対策区本部」の設置

区本部長(区長)、区副本部長(区政部長、福祉部長、支所長、総務課長)、区健康危機管理監(保健センター所長)、区本部員(各課室長)

「新型インフルエンザ等専門家アドバイザー」の設置

新型インフルエンザ等に係る知識を有する専門家

I 情報の収集と共有

I 情報の収集と共有

サーベイランスにより、いずれの段階においても、国や県と連携を図り、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集・分析し、判断につなげる。

【内容】

- 関係省庁、他自治体、関係機関からの情報収集体制を整備
- 各局区室間の情報連絡網・共有体制を整備
- 毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、患者数、ウイルスの型・亜型、入院者数、学校休業の実施状況等を調査、把握し、感染症サーベイランスシステム（NESID）により国に報告する。

Ⅱ 広報・広聴・啓発

Ⅱ 広報・広聴・啓発

個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供するとともに、市民からの相談に応じる体制を整備する。

【内容】

- 実務担当の責任者とは別に広報担当官（名古屋市保健所長）の下に感染症対策室を始めとする担当チームを設置
- 記者発表、市ホームページ等の広報媒体を利用し、最新の情報について、市民、国・県等関係機関に情報提供
- 医療関係の相談とそれ以外の相談窓口の体制について検討

【緊急事態宣言がされている場合】

- 県が住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ周知する。
- 県が学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係団体等へ周知する。

Ⅲ 学校等における対策

学校、保育施設等の感染が広がりやすく、地域の感染源となるおそれのある施設について、速やかに臨時休業を実施する体制を整備する。

【臨時休業】

○概要

- ・県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染症法第15条の規定に基づく調査の結果、必要があると認めた場合、県が学校等の設置者に対し、臨時休業要請
- ・学校等の設置者は、県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断・実施

○開始時期

原則として、県内において第1例目の患者が確認された時点。

(生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市独自で臨時休業の開始時期の判断を行うこともある。)

○終了時期

県は、原則として、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省と協議・検討の上、終息の可否を判断

【その他】

- 関係機関、保護者等との連絡体制の構築
- 施設内での感染防止対策
- 臨時休業措置がとられた場合の家庭学習等

IV 集客施設における対策

感染拡大防止の観点から、社会的活動における人と人との接触の機会を少なくするため、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動や集客施設について、活動の自粛を要請する。

【市主催のイベントの対応】

○本市主催イベントや市民利用施設の休業等について、新型インフルエンザ等対策本部で対応方針を決定

【市民への呼びかけ】

○県内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合には、感染防止の観点から、不特定多数の者が集まる活動が自粛されることを市民に広報

【事業活動の自粛】

○不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者に対して、感染拡大防止の観点から、新型インフルエンザ等発生時には必要に応じて事業活動の自粛を要請

V 要援護者の生活支援対策

新型インフルエンザ等の発生時には、流通や物流に影響が与えることが予想されることに加え、感染防止のため不要不急の外出をしないことが原則となることから、食料品・生活必需品の備蓄の必要性を周知するとともに、要援護者への援護体制を検討する。

【要援護者の把握】

○独居高齢者や障害者など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがある者を把握

【備蓄の必要性の周知】

○新型インフルエンザ等の発生に備えて、食料品・生活必需品について、最低限2週間程度の備蓄を周知

【生活支援】

- 本市における食料品・生活必需品等の備蓄、事業者との供給協定の締結等、物資の確保、配分・配布の方法について検討
- 食料品・生活必需品の集積拠点への輸送、配分方法等の検討

VI 遺体の取扱い(1)

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、死亡者数が火葬場の能力を超える事態が生じた場合において、火葬に付することができない遺体の安置及び速やかに火葬を行うことのできる体制の整備を図る

【レベル0・未発生期～レベル3・県内発生早期】

○現状の把握及び検討

- ・ 火葬能力及び職員の配置等
- ・ 一時的に遺体を安置することが可能な施設及び安置所の管理運営等に必要な人員
- ・ 臨時の墓地として利用可能な公共用地及び未利用地

○火葬体制の構築

- ・ 県内感染期にも業務が継続できる体制の整備
- ・ 遺体搬送手段の確保
- ・ 火葬に必要な消耗品(柩等)や遺体の搬送、火葬に従事する職員の感染防止用資材の確保
- ・ 火葬の適切な実施のための戸籍事務担当との調整

○他自治体との調整

- ・ 情報の共有
- ・ 連携体制の整備

VI 遺体の取扱い(2)

【レベル4・県内感染前期～レベル7・小康期】

- 火葬の実施状況の把握
- 遺体の保存対策の実施
 - ・遺体の臨時安置所の設置及び必要な保存剤(ドライアイス等)、非透過性納体袋等の資材の確保
- 埋葬の活用
- 他自治体との連携

【緊急事態宣言がされている場合】

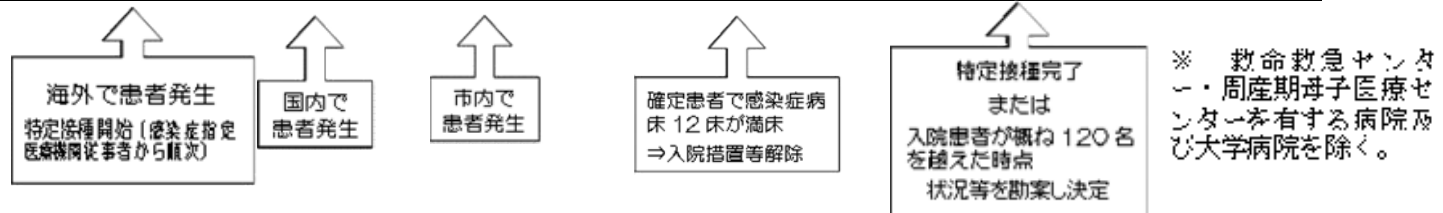
埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要性があると認めるときは、国が定めた特例に従い、埋葬又は火葬の許可等の手続きを行う。

3 医療対応

各レベルにおける本市医療体制

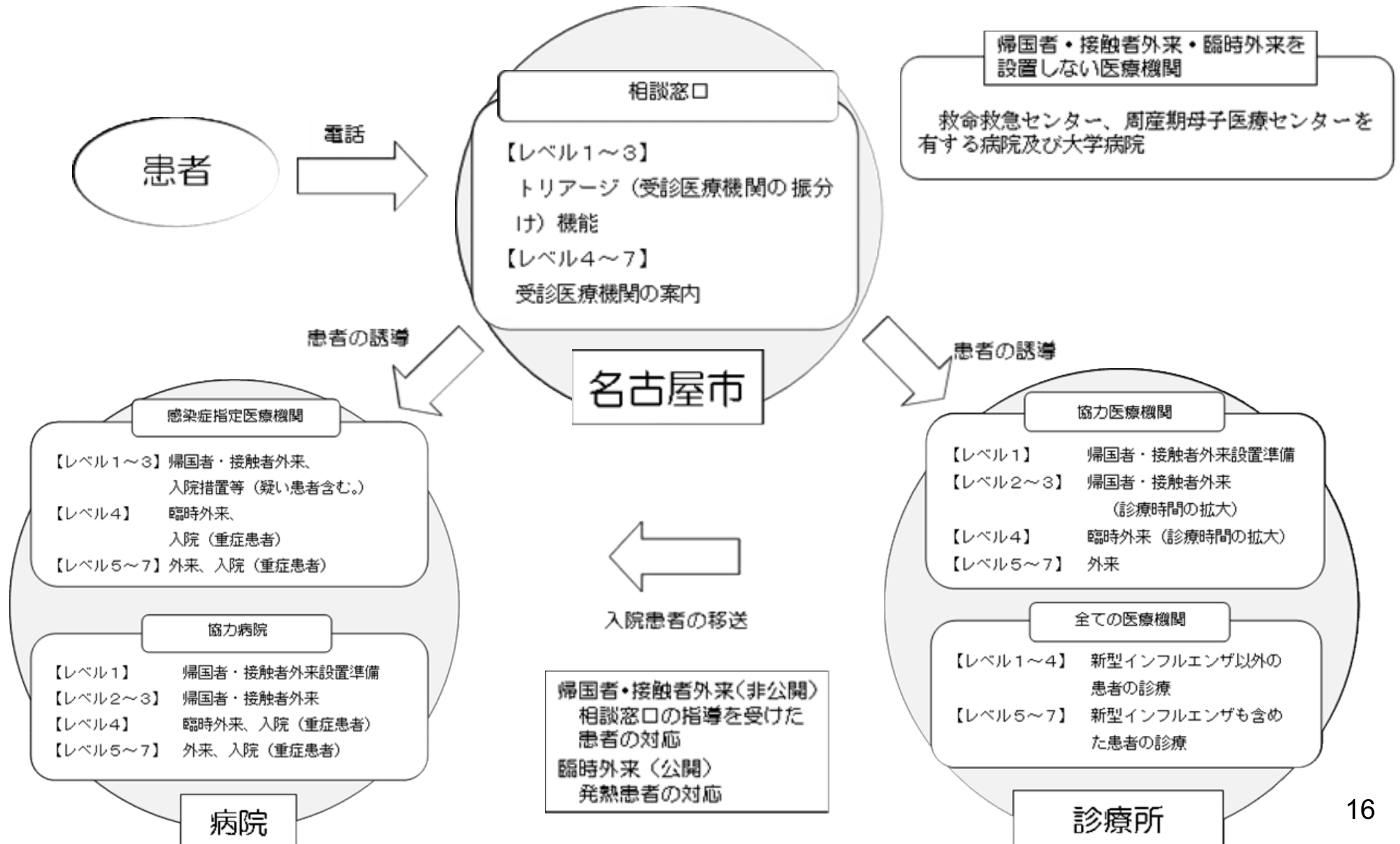
○ 体制の移行については、国の示す段階を踏まえ、市内発生状況等を勘案し、関係機関と協議の上、必要に応じ実施する。

相談窓口 (各区保健センター・市役所)		トリアージ (受診医療機関の振分け)・一般相談		受診案内・一般相談		
外 来	全ての医療機関	（ 発 生 に 備 え て 準 備 ）	設置準備	帰国者・接触者外来* (準備出来次第設置)	臨時外来*	市内全医療機関
	協力病院 協力医療機関					
	感染症指定医療機関		帰国者・接触者外来●		臨時外来*	—
	目的		新型インフルエンザの患者 (疑い患者を含む。) とそれ以外の疾患の患者とを振り分け、感染拡大防止を図る。		全医療機関で新型インフルエンザ患者の診療を行う体制が整うまでの外来診療体制。	
	受診方法		必ず、行政の受診指導・職員同行の上で、受診させるものとする。		職員同行は行わない	
	公開の有無		非公開		公開	
入 院	医療機関以外 (公的研修施設等の宿泊施設)			(準備出来次第順次受入開)	新型インフルエンザ重症患者等 入院調整システム活用 (高次病院からの回復患者受入も対応)	医療機関の収容能力を 越えた場合
	全ての医療機関					全病院の全病床数 約 17,000 床
	協力病院					
	感染症指定医療機関					
本市のレベル	レベル0 未発生期	レベル1 海外発生期	レベル2 県内未発生期	レベル3 県内発生早期	レベル4 県内感染前期	レベル5～レベル7 県内感染期・回復期・小康期
期間 (目安)	—	1～2週間	0～4週間	1週間程度	1週間程度	数か月



3 医療対応

医療体制における役割分担



3 医療対応

I 相談窓口

【目的】

患者の早期発見、直接医療機関を受診することによる他者への感染防止、地域住民への心理的サポート及び医療機関の負担軽減等

【設置場所】

○ 市民相談窓口 : 各区保健センター及び市役所 ○ 医療機関専用窓口 : 市役所

【各レベルの対応】

本市対策レベル			1	2	3	4	5	6	7		
相談内容	患者の誘導	役割		トリアージ(受診医療機関の振分け)			受診案内				
		対象者	疑い患者	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関 協力病院※ 協力医療機関			<全ての有症者> 原則、全ての医療機関 <特に重症者> 入院施設を有する医療機関			
			その他	一般医療機関							
	医療関係の相談全般		常時対応								
備考			帰国者・接触者外来(非公開)			臨時外来(公開)		—			

※救命救急センター・周産期母子医療センターを有する病院及び大学病院を除く 17

3 医療対応

Ⅱ 外来体制

【目的】

- 帰国者・接触者外来：新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者の振り分けによる感染拡大防止
- 臨時外来：新型インフルエンザ等患者の外来集中に対応
軽症者と重症者のトリアージ

【各レベルの対応】

本市対策レベル	1	2	3	4	5	6	7
名称	帰国者・接触者外来			臨時外来	—		
役割	新型インフルエンザ等患者とそれ以外の患者の振り分け			増大する医療ニーズへの対応 入院治療の必要性を判断			
公開・非公開	非公開			公開			
設置場所	感染症指定医療機関						
	—	協力病院※・協力医療機関(準備出来次第順次)					
	—				原則全ての外来医療機関		

※「名古屋圏域新型インフルエンザ対策会議」参加病院及び市立病院から、感染症指定医療機関、救命救急センター・周産期母子医療センターを有する病院及び大学病院を除く。

Ⅲ 入院体制

【目的】

- レベル1～3: 全ての患者(疑似症患者を含む。)について感染症法に基づく入院措置等の対応をとり、感染拡大の防止を図る。
- レベル4～7: 重症患者のみを入院の対象とし、それ以外の者については自宅療養として、重症患者の治療に重点を置き、健康被害を最小限に抑える。

【各レベルの対応】

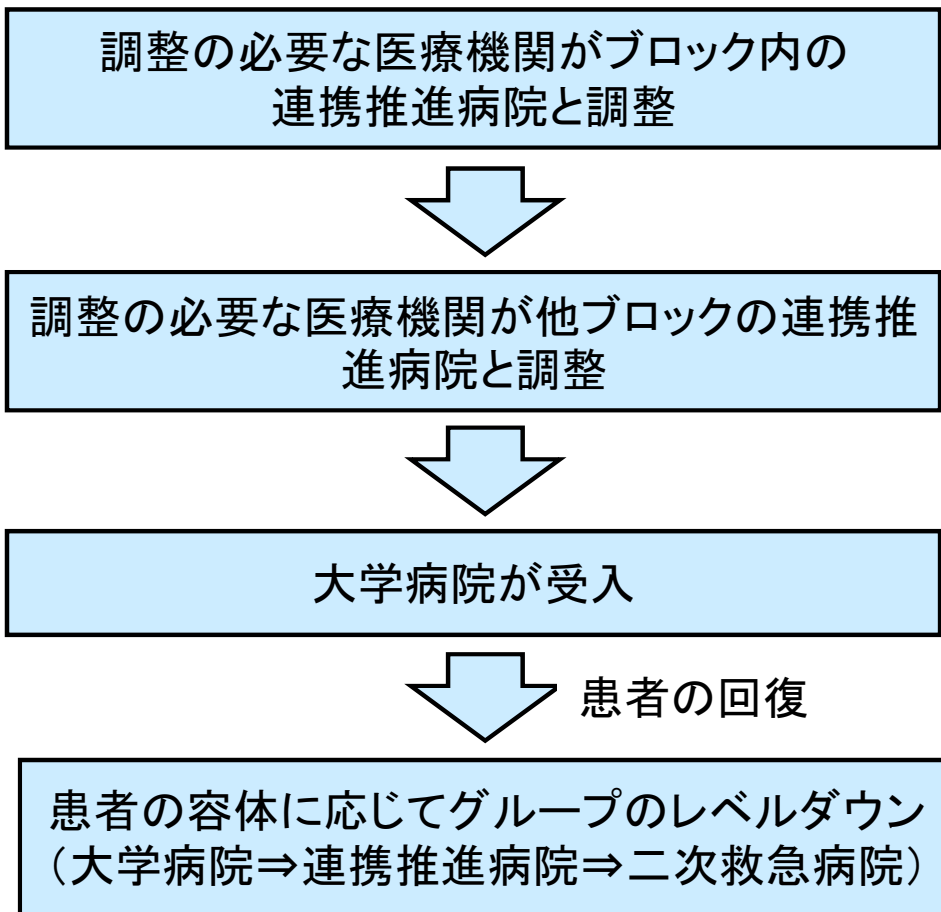
本市対策レベル	1	2	3	4	5	6	7
主たる目的	感染拡大の抑制			重症者の治療(救命のための医療)			
入院対象	疑い患者の任意入院 疑似症・確定患者の入院措置等			入院治療を要する重症患者			
受入医療機関 (病床の確保)	感染症指定医療機関						
	—	協力病院(準備出来次第順次)					
	—				原則全ての入院医療機関		
備考	—			新型インフルエンザ重症患者等 入院調整システム活用			

Ⅲ 入院体制 新型インフルエンザ重症患者等入院調整システム

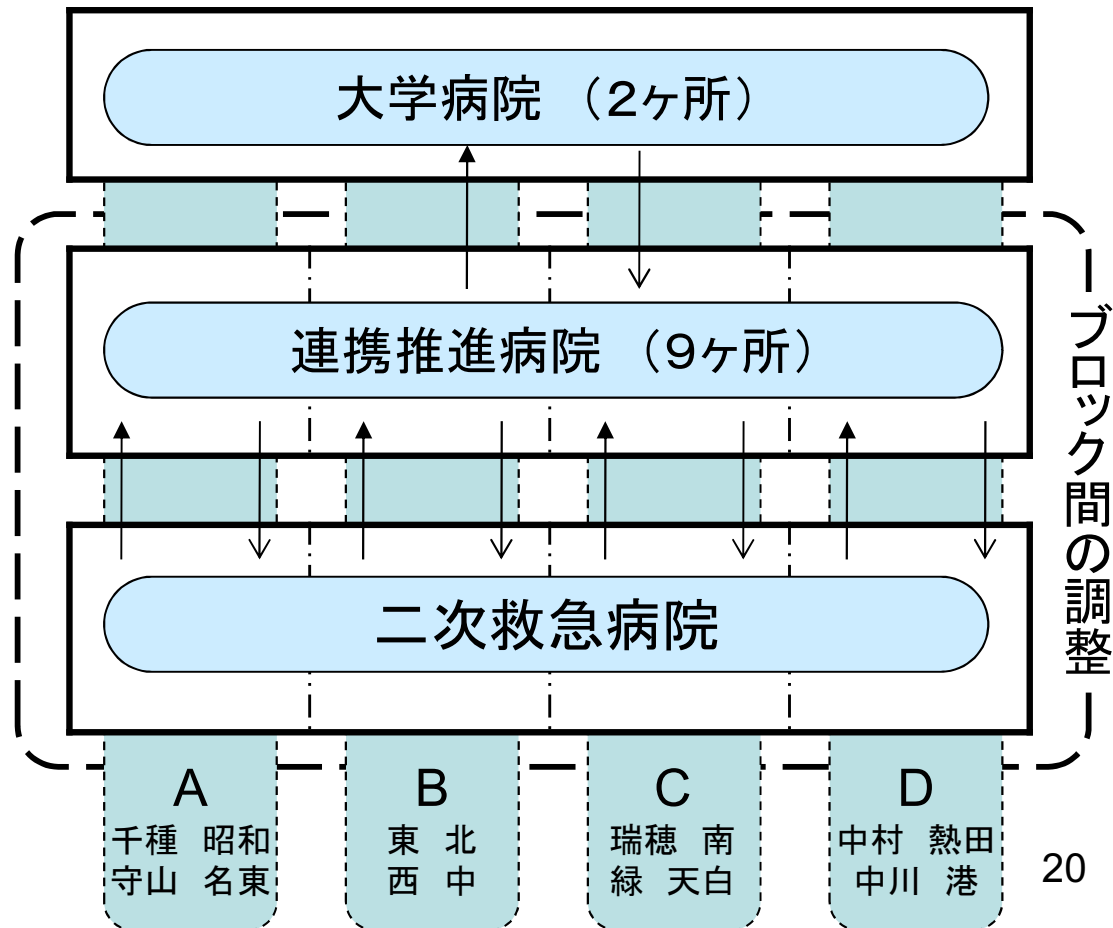
【概要】

入院措置等が解除されて以降、新型インフルエンザ重症患者等の入院受入を円滑に行うため、本システムを活用し、入院医療体制の確保を図る。

【仕組み】



【入院調整連携表】



IV 患者発生時対応

【患者移送】

- 感染症法第19条に基づく入院措置等が行われた患者等の移送について、生活衛生センターが実施
- 人命にかかわる緊急事態の場合等については、消防機関による移送を実施

【積極的疫学調査】

- 新型インフルエンザ等発生事例について、その全体像の速やかな把握に努め、感染源・感染経路・感染危険因子の特定を行い、感染拡大の防止を図る
- 新型インフルエンザ等患者(疑似症患者を含む.)が発生した場合には、市衛生研究所においてPCR検査等を実施

【濃厚接触者への対応】

- レベル1～3: 積極的疫学調査の結果に基づき、患者の同居者等濃厚接触者に対し、感染症第44条の3の規定に基づき、感染を防止するための協力を要請し、予防投与を実施
- レベル4～7: 抗ウイルス薬については、治療への使用が優先されるべきであることから、患者の同居者を除く濃厚接触者等に対する予防投与を中止

【サーベイランス】

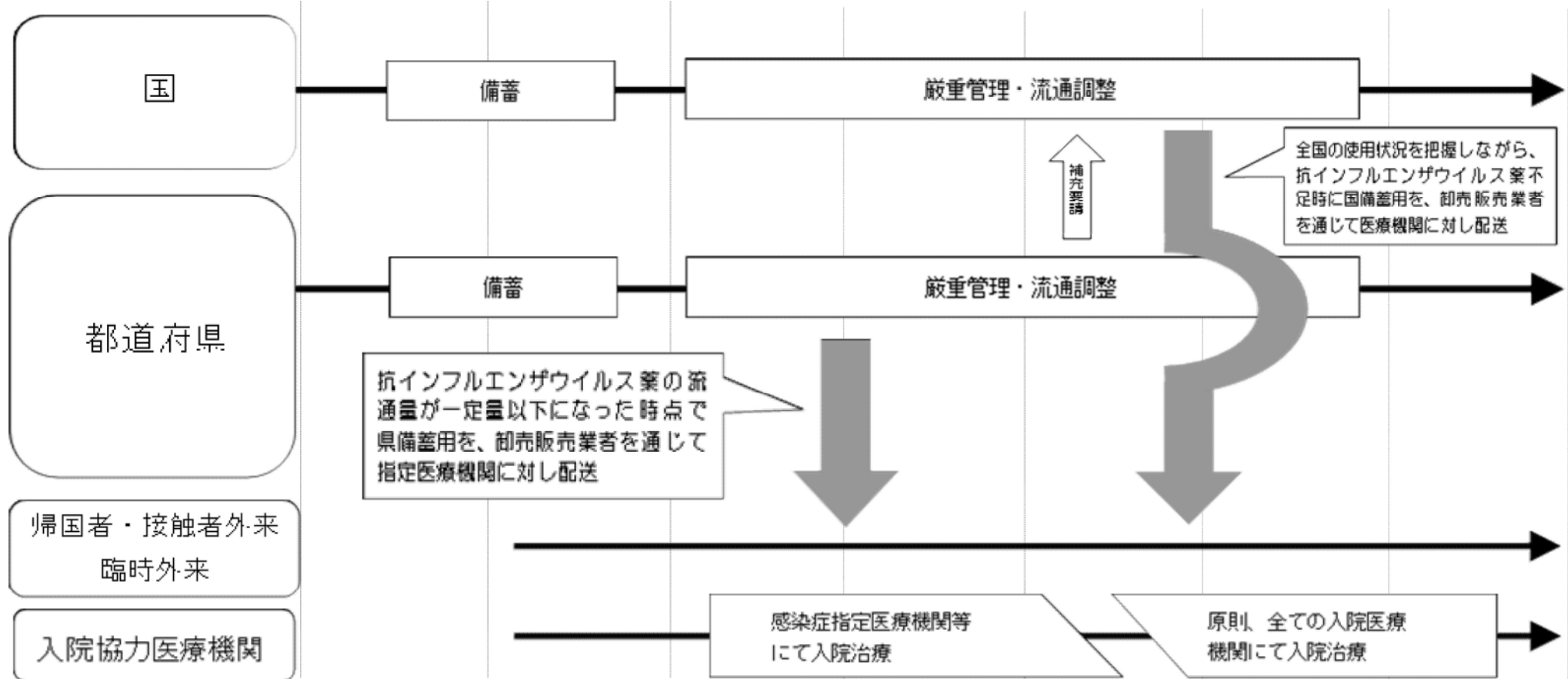
- 疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視し、疾病対策に必要なデータを系統的に収集、分析、解釈

3 医療対応

V 抗インフルエンザウイルス薬

【抗インフルエンザウイルス薬の流通】

国・県の発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期		小康期
本市発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染前期 ／ 県内感染期	回復期	小康期
本市対策レベル	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4／5	レベル6	レベル7



VI 予防接種

政府行動計画では、特定接種と住民接種という二つの予防接種が新型インフルエンザ等対策として規定されている。

【特定接種】

○特措法第28条に基づき、医療の提供の業務、又は、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者、並びに、新型インフルエンザ等対策を実施する公務員を対象として行うものであり、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである。

【住民接種】

○市町村が実施主体となり、住民に対して行う予防接種で、「臨時接種」と「新臨時接種」の場合がある。緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定される「臨時接種」を行う。緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に規定される「新臨時接種」を行う。